

念がクライアントの変化への動機と、その現実的な後ろ盾（例えば経済的な）を必要とするものであるからだ。虐待的関係にある親子は、現実的な困難に加え、変化することに希望を見出せないことが多い。これは多くの場合「治療」と言うより、やはり「支援」「援助」と表現されるものに違いない。この意味で、援助者の関心が「関係性」に傾いてしまうと、例えばトラウマモデルやアタッチメントモデルのような直線的因果論を援助の基調とするようになるかもしれない。しかし、児童虐待への援助はもっと地味で、援助者の謙虚さと状況に合わせた柔軟さが要求されるものである。あくまで親子のおかれた「現実」への支援こそが援助の基調となるものであり、今後の課題の一つは、その支援を継続させるための具体的視点の整理や援助モデル論の展開にあると言えるのではないだろうか。

あたかも脳のある機能不全を代替する可塑的なネットワークが張り巡らされるまでには相当な時間がかかるように、さまざまな立場の援助者が虐待的な関係にある家族を支援するネットワークに参加し、機能するまでにはまだ混乱と試行錯誤が続くと考えられる。社会的なサポートの体制を確立するために、我々に課せられた二つ目の課題は、各機関の可能性と限界が統合的に吟味されていくことにあると考えられる。

<本稿をまとめるにあたり、横浜いずみ学園顧問 四方燿子先生からは貴重なご指摘をいただきました。記して感謝いたします。>

参考文献：

- ガントリップ,H. 1971 対象関係論の展開.
小此木啓吾 柏瀬宏隆訳,誠信書房.
コフト,H. 1984 自己の治療. みすず書房.
宮田敬一編 2003 児童虐待へのブリーフセラピー.金剛出版.
四方燿子 増沢高 1999 虐待された子ども・虐待した親への援助. 心理療法のできることとできないこと.鍋田恭孝 福島哲夫編著,日本評論社.
四方燿子 2001 児童虐待対応における家族支援. 学校臨床における家族への支援, 家族心理学年報 19,日本家族心理学会編
ウィニコット,D.W. 1965 情緒発達の精神分析理論,牛島定信訳,岩崎学術出版社.

Ⅲ. 研究成果の刊行に関する一覧表

著者名	論文 タイトル 名	書籍全体 の編集者 名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
奥山真紀子 宮本 信也 西澤 哲 庄司 順一 杉山登志郎 金井 剛 窪田 道子 帆足 英一 山崎 知克 野口 啓示 相澤 仁 梶原 敦 ほか			子ども・家族への支 援・治療をするため に―虐待を受けた 子どもと向きあう あなたへ― (仮題)	日本児童 福祉協会	東京	2004年 (印刷中)	

目 次

I. 総合研究報告書	
被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究	319
庄司順一	
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	326

被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究

主任研究者 庄司順一（日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長）

研究要旨

児童虐待は、子どもの心身にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待への対応において今日もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助方法を確立することであろう。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえないからである。保護者への援助には、①心理的援助（心理療法、カウンセリングなど）、②家庭環境調整やその家庭が必要としている社会資源を利用できるようにするソーシャルワーク、③親子分離後の家族再統合に向けた親子関係再構築（ペアレンティング）、が必要であると思われる。

本研究においては、平成13年度から15年度までの3カ年において、次の分担研究班を組織し、虐待をする保護者への援助、指導のあり方に関する研究を行った。

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）

分担研究3「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」（分担研究者：佐藤拓代）（平成13年度のみ）

分担研究1は、とくに②のソーシャルワークと③親子関係再構築（ペアレンティング）に焦点をあてたものである。具体的な研究内容としては、虐待により施設入所を必要とするケースについて、被虐待児童の保護者への援助のあり方を検討するとともに、児童相談所および児童福祉施設での保護者援助の実態について調査をし、課題としてケースマネジメントとアセスメントが必要であることが明らかとなった。そこで、ケースマネジメントとアセスメントのための保護者への援助のガイドライン、アセスメントシートを開発し、その必要性、有用性を検討した。

分担研究2は、①の心理的援助に関するものである。すなわち、自ら虐待に悩み、民間相談機関に來所した母親への心理的援助のあり方を検討した。そして、集団カウンセリングと心理劇（サイコドラマ）の技法を組み合わせた援助技法の有効性を確認した。

分担研究3（平成13年度のみ）は「子ども技法予防のための保健師活動マニュアル」を作成した。

分担研究者氏名・所属機関及び所属機関における職名

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所 福祉臨床担当部長

武藤安子 横浜国立大学 教授

佐藤拓代 大阪府富田林保健所 所長（平成13年度のみ）

A. 研究目的

児童虐待は、子どもの心身にきわめて深刻な影響をもたらすものであり、虐待への対応は急務の課題といえる。虐待への対応において今日もっとも重要な課題は、虐待をする保護者への援助方法を確立することであろう。言うまでもなく、保護者への適切な援助、指導がなされなければ、被虐待児童への対応も十分な意義をもちえないからである。

保護者への援助には、①心理的援助（心理療法、カウンセリングなど）、②家庭環境調整やその家庭が必要としている社会資源を利用できるようにするソーシャルワーク、③親子分離後の家族再統合に向けた親子関係再構築（ペアレンティング）、が必要であると思われる。

分担研究1では、虐待により施設入所したケースの家族再統合に向けた保護者への援助に関して、児童相談所および児童福祉施設における保護者への援助のあり方、援助を進めるうえでのポイントについて検討を行った。

分担研究2では、子どもとの関わりに悩み、自ら相談にきた保護者に対する民間相談機関での心理的援助のあり方の検討を行った。

分担研究3は、子ども虐待予防のための保健師活動マニュアルの作成を行った。

B. 研究方法

上述の研究目的を達成するために、児童福祉学、臨床心理学、児童精神医学、母子保健学などの専門家および児童相談所職員、児童福祉施設職員、カウンセラーなどの関係者からなる研究チームを組織し、研究討議、調査研究、モデル研修の実施、臨床事例の分析などを行った。

C. 研究結果

分担研究1「児童福祉施設等における被虐待児の保護者への指導法の開発に関する研究」（分担研究者：庄司順一）

初年度（平成13年度）は、1)被虐待児童の保護者への援助のあり方を総論的に論じること、2)児童相談所、および3)児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）に対して、質問紙調査、ヒアリング調査を実施し、被虐待児童の保護者への援助、指導の実態と課題を検討した。また、4)先駆的に実施されている援助プログラムのいくつかを紹介した。

第2年度（平成14年度）は、1)被虐待児童の保護者への援助のあり方を総論的に論じること、2)前年度の実態調査結果の再集計、3)前年度提示した児童相談所における保護者への指導法を実際の事例に適用し、実践的評価を試みること、4)乳児院・児童

養護施設での保護者援助のプログラムとして児童養護施設「神戸少年の町」で実践しているコモンセンス・ペアレンティングの紹介、5) 乳児院・児童養護施設における保護者への援助プログラム素案の提示、6) 母子生活支援施設等における被虐待児童とその保護者への援助に関する実態調査、を行った。母子生活支援施設および婦人保護施設における調査は、他の種別施設に比べて実態が明らかでないこれら施設を対象とした調査として新たに実施したものである。これらの研究により、保護者への援助、指導の課題として、入所前から退所後にいたるまでの時系列にそったケース・マネジメントと、節目の時期でのアセスメントの必要性が示された。

最終年度（平成15年度）は、1) 被虐待児童の保護者への援助のあり方について小児精神医学の立場からの検討、2) 児童相談所に関しては、アセスメントシートおよび援助プログラムモデルの開発、3) 児童福祉施設に関しては、平成14年度に示した保護者援助ガイドライン素案をもとにした、より具体化したガイドライン案の作成と、これの児童福祉施設の施設長および施設職員による検討をふまえた、「乳児院・児童養護施設等における被虐待児童の保護者への援助のためのガイドライン」の作成、4) 「ガイドライン」の必要性、有用性などに関する調査、5) 保護者への具体的な援助プログラムであるコモンセンス・ペアレンティングのトレーナーの研修のあり方の検討、を行った。ガイドライン案については、これまで保護者援助ガイドラインを作成している施設はほとんどなく、本ガイドラインの

必要性、有用性が強く示された。本ガイドラインに対する意見としては、「おおむねこれでよい」とする意見が多かったが、評価すべき項目をチェックリストの形にすることを希望する意見も比較的多くみられた。また、保護者への援助を実施するためには、人員の確保と、児童相談所と児童福祉施設との連携が重要であることが強調された。

分担研究2「虐待に対する援助のフォーマット作成に関する研究」（分担研究者：武藤安子）

分担研究2では、虐待行為に悩み、自ら相談に来所した母親に対する民間相談機関における心理的援助について研究をすすめた。

平成13年度は、民間相談機関に来所したケースを対象とした臨床的アプローチによる支援プログラム（個人カウンセリング、グループカウンセリング、心理劇）を実践し、これを平成14年度においても継続した。すなわち、心理劇（ノンバーバル・セッション）および集団カウンセリング（バーバル・セッション）からなる、1クール10回のクローズド・グループの実践経過と、そのグループのプロセス分析を行った。そして、参加者の発話内容からその意識構造の分析を試みた。

また平成14年度には、民間相談機関に来所したクライアント1,173例を対象に、担当したカウンセラー（10名）にカウンセリング記録をもとに、所定の調査票に答えてもらった。被虐待体験があったのは全体の31.3%であり、被虐待体験は両親の不和、親の嗜癖問題、父親から母親への暴力、祖父母

の嗜癡問題など、親の問題と何らかの関係があることが明らかとなった。

平成15年度は、次の研究を行った。

1) 総論として、子ども虐待をどのようにとらえるかを論じた。ここでは、子ども虐待を「家族の中の暴力」としてとらえ、母親本人の言語と行為の双方に効果的にはたらきかけていく方法をグループ運営に意識的に導入することで、家族内暴力の一つとしての虐待が解決される端緒をつかめるのではないかと考えた。そして、認識と行為、グループと日常の親子関係、過去と現在を、いま・ここの集団（グループ）において新しく変容させていくための方法をフォーマット化し、プログラム化していく一つの試みとして分担研究2を行った。

2) 虐待に悩む親との臨床的アプローチによる援助のフォーマット（支援プログラム）として、「V-Aクロスプログラム」を提示した。これは、語ることを中心としたバーバルセッションVerbal session（マルチプルカウンセリング）と振る舞いながら気づくアクションメソッドセッションAction Method session（心理劇サイコドラマ）という異なる2つの方法を組み合わせて展開するプログラムであり、1クール10セッションで実施される。これまでの3年間で9クール、参加者26名（延べ68名）の活動を展開し、クール終了時卒業となったものは8名であった。ここでは、第5クール終了時に参加者に求めたアンケートの結果から、参加者に成立した体験について考察した。

3) 「V-Aクロスプログラム」の効果を、バーバルセッションにおける発話分析によ

り検討した。グループプロセスの発話内容の全体（1912のエピソード）の傾向を把握するために、47のカテゴリを抽出し、これを5つのテーマに分け、頻度を算出した。すなわち。「自分自身について」26.4%、「子どもとの関係について」22.9%、「夫・姑など家族との関係について」20.4%、「友人・社会における人間関係について」11.7%、「自分の生育過程について」8.9%、「いま・ここのグループについて」7.3%、「その他」2.4%であった。このグループが、いま・ここでの人間関係体験をベースにしながら、過去を振り返る機会の多彩な語りの場であることがうかがえた。

4) 「V-Aクロスプログラム」のアクションメソッドセッション（心理劇）の実際について論述した。ここでは、第3回、第6回のサイコドラマセッションの実際を経過にそって記述した。

5) 「V-Aクロスプログラム」に参加し、終了した2ケースについて事例検討を行い、本プログラムの意義を考察した。

6) 児童福祉施設における保護者との援助関係を維持するための臨床的アプローチについて、事例の検討をとおして考察した。

分担研究3「地域保健における子ども虐待の予防・早期発見・援助に係る研究」（分担研究者：佐藤拓代）（平成13年度のみ）

分担研究3では「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」を作成した。これは、保健所・市町村保健センター等の保健機関にいる保健師、助産師、看護師等が、虐待のハイリスクや虐待の疑いがある事例

に関わることにより、虐待を予防し、その中から虐待を早期に発見し、虐待事例には再発を防ぐ活動を展開することを推進するためのものである。

D. 考察

分担研究1では、親子分離を必要とするケースにおいて、とくに家族の再統合を目指した援助のあり方とその具体的なプログラムについて検討し、分担研究2では、虐待に自ら悩み、民間相談機関に来所した保護者を対象にその心理治療過程の分析を行い、心理的援助のあり方を検討するというものであった。

被虐待児童の保護者への援助のあり方に関しては、虐待対応に経験の豊富な児童（小児）精神科医、臨床心理学者、児童相談所の児童福祉司、児童福祉施設職員などに考察してもらった。そこで指摘されたことは、保護者への援助を総合的な支援計画の中に位置づけること、虐待傾向を示す保護者のタイプを考慮する必要があること、虐待の発生は母子関係の本質に根差していると考えられること（平成13年度）、保護者への援助の課題（平成14年度）、援助の成功例、失敗例のデータベースの作成、わが国の風土を考慮する必要性（平成15年度）などであった。こうした指摘は、保護者への援助の必要性和課題を明確にするものであった。

児童相談所における保護者への援助に関しては、入所から退所までの時系列にそったケースマネジメントとアセスメントの必要性が明らかになり、先駆的な取り組みを行っている神奈川県・横浜市、および大

阪府の実践にもとづき、アセスメントシート、援助プログラムが開発された。

児童福祉施設における保護者への援助に関しては、親子関係再構築が施設として求められる援助の中心的課題であると考えられる。しかし、現実には、虐待ケースで保護者に援助をして家族再統合にいたった例を経験している施設は1/3にすぎず、保護者への援助のむずかしさが示された。しかも、援助の実態についての調査結果から、明文化したマニュアルはほとんど存在せず、施設ではケースに即し、経験にもとづいた対応を行っているように思われた（平成13年度）。これらをふまえ、保護者への援助の基本を示したガイドラインの必要性が明らかとなり、ガイドライン素案を作成した（平成14年度）。この素案を研究協力者の間で検討してガイドライン案を作成した。これを全国の乳児院・児童養護施設に送付し、施設長および施設職員に検討してもらい、それをふまえて「乳児院・児童養護施設等における保護者への援助のためのガイドライン」を完成した（平成15年度）。このような「ガイドライン」は、これまでなかったものであり、今後の保護者への援助のあり方の基本を示すものといえる。ただし、これは一般的なガイドラインであり、地域の実情、施設の方針、児童相談所との関係などにもとづいて、それぞれの施設でガイドラインを独自に作成することが望まれる。なお、同時に行った調査ではガイドラインの必要性、有用性は高いものであることが示された。調査結果に示された施設からの意見としては、保護者への援助を行うには人員の確保が重要であること（これ

は平成16年度から家庭支援専門相談員の配置がされることである程度実現するといえよう）、児童相談所との連携が不可欠であることが強く指摘された。児童福祉施設と児童相談所のパートナーシップの確立が望まれる。

保護者への援助において施設で実行可能な具体的なプログラムとしては、乳児院における育児体験学習事業（平成12年度まで東京都で実施されていた）、および児童養護施設「神戸少年の町」で実施をはじめたコモンセンス・ペアレンティングが一つの有効な方法と考えられ、紹介した。しかし、今後さらに親子関係再構築（ペアレンティング）のための技法の発展、実施、検証が望まれる。また、保護者への援助の基本は、施設（職員）と保護者との信頼関係構築が基本であることを強調する必要があるだろう。保護者の中には、他者と信頼関係を結ぶことが困難で、子どもも家庭復帰（再統合）は望めず、施設から社会的自立を目指す場合があることもあわせて述べておきたい。

分担研究2では、自ら相談に来所した母親に対する民間相談機関での援助のあり方として、異なる臨床技法であるVerbal method（マルチプル・カウンセリング）とAction method（心理劇）を計画的に組み合わせて行う形態（V-A Cross Program）が、臨床的アプローチにおける援助のフォーマット（モデル）として有効であることが示された。

E. 結論

保護者への援助は決して容易な課題では

ない。とはいえ、今日、もっとも求められている課題である。本研究において、地域における虐待の早期発見と予防（分担研究3、平成13年度）、子どもとの関わりに悩み、自ら相談機関に来所する母親への心理的援助（分担研究2）、虐待により施設入所したケースの親子関係再構築のための援助（分担研究1）について、ある程度の成果を得ることができた。「虐待」は一くりにできるものではなく、ケースにより、虐待の程度、タイプ、発生要因などを整理して、個々に対応していかなければならない。また、援助の基本となるのは、保護者と援助者の間の信頼関係である。現実にはその信頼関係を結ぶことが困難なケースもあることに留意しなければならない。しかし、保護者への援助はたいへん重要な課題であり、児童相談所、児童福祉施設などが連携をとってすすめていくことが必要であるし、援助をすすめるための人員の確保も不可欠である。今回の研究により、具体的な研究成果として、早期発見と予防（分担研究3）、保護者への心理的援助のモデル（分担研究2）、および施設に入所したケースの家族再統合のための入所（前）から退所（後）にいたる時系列にそった援助のあり方に関するガイドラインを開発するとともに、児童相談所におけるケースマネージメントとアセスメントのあり方（分担研究1）を示すことができた。しかし、なお多くの課題も残されているのであり、この課題についてさらなる研究が必要である。

F. 研究発表

1. 論文発表

2. 学会発表

庄司順一・奥山真紀子・西澤 哲・伊藤嘉
余子ほか：児童福祉施設における被虐待児
童の保護者への援助の実態に関する研究。
第88回日本小児精神神経学会，2002年

伊藤嘉余子・庄司順一・澁谷昌史・才村
純ほか：児童福祉施設における被虐待児童
の保護者への援助に関する研究。第50回日
本社会福祉学会，2002年

3. その他

奥山真紀子・宮本信也・西澤 哲・庄司順
一・杉山登志郎・金井 剛・窪田道子・帆
足英一・山崎知克・野口啓示・相澤 仁・
梶原 敦ほか：子ども・家族への支援・治
療をするために－虐待を受けた子どもとそ
の家族と向き合うあなたへ－（仮題）。日
本児童福祉協会，2004年刊行予定

G. 知的所有権の取得状況

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者名	論文 タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
奥山真紀子 宮本信也 西澤 哲 庄司順一 杉山登志郎 金井 剛 窪田道子 帆足英一 山崎知克 野口啓示 相澤 仁 梶原 敦 ほか			子ども・家族への 支援・治療をする ために－虐待を受 けた子どもとその 家族と向き合うあ なたへ－（仮題）	日本児童 福祉協会	東京	2004年 （印刷中）	